

令和2年2月13日
総務局

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例
第12条第1項の規定に基づく表現活動の概要等の公表について

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（以下「条例」という。）第14条の規定により設置する審査会（以下「審査会」という。）の意見を踏まえ、以下のとおり条例第12条の規定に基づき表現活動の概要等を公表する。

1 表現活動の内容

- (1) 令和元年10月27日、東京都千代田区内、文京区内及び台東区内を移動して行われたデモ行進における「朝鮮人を叩き出せ」「ゴキブリ朝鮮人は韓国帰れ」の言動
- (2) 令和元年11月3日、東京都港区内の街宣活動における「ゴミ、ゴキブリ、人もどきの朝鮮人どもが居座っている。許されることじゃない」「在日朝鮮人をガス室でも作って本当に皆殺しにしてやりたい」の言動

2 都の対応

- (1) 上記1について、条例第12条第2項の規定に基づく申出を受け、これらの表現は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当すると認められるため、適切な措置をとるべき、との審査会の意見を聴取した。
- (2) 審査会の意見を踏まえ、都としては、上記1の表現は、条例第8条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する表現活動であると判断した。
- (3) 都は、条例第12条第1項の規定に基づき、本件公表を行い、このような本邦外出身者に対する不当な差別的言動はあってはならないものとして、その解消を推進していく。